

航空自衛隊損失補償手続規則

平成9年9月26日 航空自衛隊達第22号
航空幕僚長 空将 村木 鴻二

改正 平成18年3月24日 航空自衛隊達第17号
改正 平成20年12月1日 航空自衛隊達第36号
改正 平成23年8月15日 航空自衛隊達第32号
改正 平成26年3月24日 航空自衛隊達第24号

航空自衛隊損失補償手続規則を次のように定める。

航空自衛隊損失補償手続規則（登録報告）（登録外報告）

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 損失補償の基準（第7条）
- 第3章 補償事案の報告、調査及び請求（第8条―第12条）
- 第4章 認定（第13条―第14条）
- 第5章 補償金の支払等（第15条―第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、航空自衛隊が行なう損失補償を適正かつ迅速に実施するため、手続き及び損失補償額の算定基準その他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 番号部隊、編制部隊、独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関をいう。
- (2) 補償事案 損失補償に該当する、又はその可能性のある事案をいう。
- (3) 補償事務 補償事案に関する調査、報告、申請、損失補償額の算定その他補償事案の処理に必要な事務をいう。
- (4) 認定事務 補償事案に係る補償責任の有無、損失補償範囲及び損失補償額を認定することをいう。

（損失補償を実施する場合）

第3条 損失補償は、法令により航空自衛隊が損失補償の責任を有する場合に行なうものとする。

（損失補償に係る事務の実施担任区分）

第4条 認定事務は、認定者が行なうものとし、認定者は航空幕僚長とする。

- 2 補償事務は、基地業務担当部隊等（分屯基地の基地業務を担当する部隊等を除く。以下「補償実施機関」という。）の長が行なうものとする。
- 3 補償実施機関の長は、当該補償実施機関が所在する基地及び当該基地に属する分屯基地に所在する部隊等に係る補償事案について担任するものとする。

4 同一の補償事案が複数の補償実施機関の長の担任に属する場合には、関係する補償実施機関の長が協議の上、そのうちの1つの補償実施機関の長が代表して事務を行なうものとする。

この場合、他の補償実施機関の長は、代表して事務を行なうこととなった補償実施機関の長の求めるところにより、補償事務に関し必要な協力を行なうものとする。

5 前項の規定により代表して事務を行なうこととなった補償実施機関の長は、速やかにその旨を航空幕僚長（首席法務官気付）に報告（登録外報告）するとともに、その写しを自己の属する部隊等の上級の部隊等の長に送付するものとする。

（補償事務の移管）

第5条 補償実施機関の長は、補償事案が自己の所在する基地から遠隔の地で発生したため、自ら処理することが困難な場合には、当該補償事案発生地の最寄りの補償実施機関の長と協議の上、補償事務の一部又は全部の処理を移管することができる。

2 前項の規定により補償事務を移管した補償実施機関の長は、速やかにその旨を航空幕僚長（首席法務官気付）に報告（登録外報告）するとともに、その写しを自己の属する部隊等の上級の部隊等の長に送付するものとする。

（補償事務の特例）

第6条 認定者は、補償事案の性質上、自ら処理する必要があると認める場合には、第4条の規定にかかわらず補償事務の一部又は全部を処理することができる。この場合、関係する補償実施機関の長は、認定者の求めるところにより自己の担任する補償事務に関し、必要な調査及び報告を行なうものとする。

2 補償実施機関の長は、分屯基地に所在する部隊等に係る補償事案が発生した場合には、必要に応じて、補償事務の一部又は全部を当該分屯基地の基地業務を担当する部隊等の長に行なわせることができる。

第2章 損失補償の基準

（損失補償額の算定）

第7条 損失補償は、財産上の損失に対して行なうものとし、その額は、次項及び第3項の規定により算出した額とする。

2 動産又は不動産が損失を被った場合の損失額の算定は、次に定めるところによる。

(1) 損失物件が復旧可能な場合は、復旧に要する材料費、労賃、制作費等の費用の合計額から当該損失物件の被害部分を構成していた材料の被害直前の時価を控除した額（次号において「復旧費用」という。）

(2) 損失物件が復旧不能な場合又は復旧可能な場合であって、復旧費用が当該損失物件の被害直前の時価からその被害直後の時価を控除した額を超える場合及び復旧を行なっても当該損失物件の復旧後の時価がその被害直前の時価にはるかに及ばないと認める場合には、当該損失物件の被害直前の時価からその被害直後の時価を控除した額。

(3) 損失物件が滅失した場合は、その被害直前の時価

3 前項の規定により算定し難い場合の財産上の損失額については、官公庁、金融機関、信託会社そ

の他適当と認められる者の評価額を斟酌して評定した額とする。

第3章 損失事案の報告、調査及び請求

(通報義務)

第8条 隊員は、自己の職務上の行為に起因して他人の財産に損失を与えた場合（与えることが見込まれる場合を含む。）には、速やかに所属する部隊等の長に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告を受けた部隊等の長は、直ちに補償実施機関の長に通報するとともに、損失の程度等を知るための記録の作成及び現場における証拠の保全等必要な処置をとらなければならない。

(担当者の現地への派遣)

第9条 補償実施機関の長は、前条の規定により通報を受けた場合は、現場における証拠等の確保及び必要事項の調査を行なうため、直ちに担当者を現場に派遣しなければならない。

(発生報告)

第10条 補償実施機関の長は、当該事案の発生を知った日から9日以内に損失補償事案発生報告書（以下「発生報告書」という。）（別紙様式第1）により、航空幕僚長（首席法務官気付）に報告しなければならない（21-U81-AR（D））。

2 補償実施機関の長は、補償事案の発生現場の状況を把握できる見取図（以下この条において「事故現場見取図」という。）を作成し、前項に規定する発生報告書に添付するものとする。

3 補償実施機関の長は、第1項に規定する報告を行なう場合には、当該発生報告書の写しをその属する部隊等の上級の部隊等の長に送付するものとする。

(補償事案の調査)

第11条 補償実施機関の長は、補償事案の状況、原因、補償責任の有無、損失の程度等について速やかに調査し、次の各号に掲げる書類等を作成するとともに、これらに関する証拠その他参考資料を収集しなければならない。

- (1) 関係者の陳述書（別紙様式第2）
- (2) 実況見分調書（別紙様式第3）
- (3) 補償事案の状況を明確にするための写真、図面等

(補償請求書の受理)

第12条 補償実施機関の長は、損失補償を受けようとする者（以下「補償請求者」という。）に損失補償請求書（別紙様式第4）の提出を求めなければならない。

第4章 認定

(認定の申請)

第13条 補償実施機関の長は、認定申請書（別紙様式第5）に前2条に規定する各種書類の謄本等

を添付して、認定者に対し認定を申請するとともに、その属する部隊等の上級の部隊等の長に対し、当該認定申請書の写しを送付するものとする。

(認定)

第14条 認定者は、前条に規定する申請に基づき、認定事務を行なわなければならない。

2 前項の認定事務を行うに当たっては、損失の内容及び権利の帰属を確認するため、認定者は、補償実施機関の長に対し、これらを証明するに足りる書類の提出を求めることができる。

3 認定者は、認定結果を補償実施機関の長及びその属する部隊等の上級の部隊等の長に通知するものとする。

第5章 補償金の支払等

(損失補償額決定の通知)

第15条 補償実施機関の長は、前条第3項の規定により保証責任を有するものと認定を受けたときは、速やかに損失補償額決定通知書(別紙様式第6)を作成し、これを補償請求者に交付するものとする。

(同意書の受理及び補償金支払の措置)

第16条 補償実施機関の長は、前条の規定により損失補償額決定通知書を補償請求者に交付したときは、速やかに当該請求者から損失補償同意書(別紙様式第7)の提出を求め、支払いのために必要な措置をとるものとする。

(補償しない旨の通知)

第17条 補償実施機関の長は、第14条第3項の規定により補償責任を有しないと通知を受けたときは、補償請求者に対して、補償をしない旨及びその理由を通知書(別紙様式第8)により通知するものとする。

(補償実施結果報告)

第18条 補償実施機関の長は、補償金の支払いをしたときは、損失補償実施結果報告書(別紙様式第9)に第16条に規定する損失補償同意書の写しを添付して、航空幕僚長(首席法務官気付)に報告(21-U82-AR(D))するとともに、その属する部隊等の上級の部隊等の長に当該損失補償実施結果報告書の写しを送付するものとする。

附 則

この達は、平成9年12月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日航空自衛隊達第17号)

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成20年12月1日航空自衛隊達第36号)

この達は、平成20年12月1日から施行し、同年4月30日から適用する。

附 則(平成23年8月15日航空自衛隊達第32号抄)

(施行期日)

1 この達は、平成23年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月24日航空自衛隊達第24号）
この達は、平成26年3月26日から施行する。

航空幕僚長 殿
（首席法務官気付）

補償実施機関の長

印

損失補償事案発生報告書
（21-U81-AR(D)）

次の補償事案が発生したので報告する。

- 1 補償事案の当事者
 - (1) 相手方
氏名 男女（ 歳）
住所
職業
その他
 - (2) 航空自衛隊
部隊等又は隊員（所属、階級、氏名）
- 2 損失概算見積額（被損失者ごと記載）
 - (1) 損失の程度
 - (2) 概算見積額
- 3 補償事案の概要
 - (1) 発生日時、天候及び場所
 - (2) 事案の概要及び発生原因
- 4 処置の概要
- 5 被損失者側の状況
- 6 補償実施機関の長の損失補償に関する意見
- 7 その他参考事項

添付書類：別図「事案現場見取図」
分類番号：A-20-018
保存期間：1年

注：調査未了の項目については、「調査中」、報告内容のないものについては「なし」と記載する。

別紙様式第2（第11条関係）

陳 述 書

陳述者氏名

年 月 日生（当 歳）

住所

職業

1

2

3

4

5

上記は任意に述べたものであり、事実に相違ありません。

年 月 日

陳述者住所
氏名

印

記録責任者 所 属
官 職
階級氏名

印

注：陳述者が自ら本書を作成する場合は、記録責任者は不要

別紙様式第3（第11条関係）

実 況 見 分 調 書

※ に係る損失補償事案について、下記のとおり実況を見分した。

年 月 日

調査実施者所属

官 職

階 級 氏 名

印

- 1 実況見分の日時、天候
- 2 実況見分の場所
- 3 実況見分の立会人
- 4 補償事案の概要
- 5 補償事案現場の位置
- 6 補償事案の模様及び交通状況
- 7 損失物件の状況
- 8 損失の程度
- 9 その他参考事項

注：※には、当該事案が特定できるよう被損失者又は事案状況を端的に示す語句を記載するものとする。

別紙様式第4(第12条関係)

補償実施機関の長 殿

請 求 年 月 日
補償請求者住所
氏名
被損失者との関係

印

次のとおり請求します。

損 失 補 償 請 求 書

被 損 失 者	氏 名		職 業	
	生 年 月 日			
	現住所			
事 案	補償事案発生の日時			
	補償事案発生の場所			
	損失の内容、程度			
損 失 概 算 額	総 額： 円 内 訳：			
参 考 事 項				
添付書類:				

- 注：1 代理人が請求する場合は、補償請求者からの委任状その他の代理権を証明する書類を添付するものとする。
2 職業欄には、勤務先の所在地、名称、業種、地位を記載するものとする。

航空幕僚長 殿
（首席法務官気付）

補償実施機関の長 印

認 定 申 請 書

※ に係る損失補償事案の認定について、次のとおり申請する。

1 認定を受けようとする損失補償事案の事実

(1) 関係者の住所、氏名、年令及び職業

ア 部隊等又は隊員

イ 相手方

(2) 発生日時

(3) 発生場所

(4) 天候

(5) 状況

(6) 損失の程度

2 損失補償請求の事実

3 認定の理由

(1) 補償責任の有無

(2) 補償請求者（権限の有無）

(3) 補償額

4 その他参考事項

添付書類：

分類番号：A-20-018

保存期間：1年

注：※には、補償請求者の氏名を入れるものとする。

殿

補償実施機関の長

印

損失補償額決定通知書

年 月 日付貴請求の損失補償金として書きのとおり決定したので通知します。

記

1 該当する補償事案（日時、場所、損失の状況）

（1）当事者

（2）発生日時、場所

（3）損失の状況（範囲）

2 損失補償額

円

内訳

3 理由

4 添付書類

注：1 理由は、請求の一部のみを認める場合に記入するものとする。

2 紙面の都合上、この様式に記入できない場合は、別紙を用いるものとする。

年月日

航空幕僚長

殿

補償実施機関の長

補償請求者 住 所
氏 名

印

損 失 補 償 同 意 書

年 月 日付損失補償額決定通知書（発簡番号）により通知を受けた損失補償については、異議がなく、下記の金額を受領の上は、今後いかなる名目によっても請求しないことを確約します。

記

損失補償額

円

発簡番号
年 月 日

殿

補償実施機関の長

印

通 知 書

年 月 日付貴請求の損失補償金につきましては、次の理由により支払うことができませんので通知いたします。

理由：

添付書類：

注：紙面の都合上、この様式に記入できない場合は、別紙を用いるものとする。

航空幕僚張 殿
(首席法務官気付)

補償実施機関の長 印

損 失 補 償 実 施 結 果 報 告 書
(21-U82-AR (D))

補償事案の当事者(相手方、部隊又は隊員)に係る損失補償事案について、
次のとおり補償支払金の支払いを完了したので報告する。

1	請求者及び 請求年月日		年 月 日
2	認定者及び 認定年月日		年 月 日
3	損失補償金	円 内訳 :	
4	支払年月日	年 月 日	
5	損失補償金 受給者	氏名	被損失者との関係
		住所	
6	参考事項		

添付書類：
分類番号：A-20-018
保存期間：10年